

障害のある人の安定的な雇用、職場定着を支援します！

令和7年度

障害者定着支援事業費補助金

補助対象経費

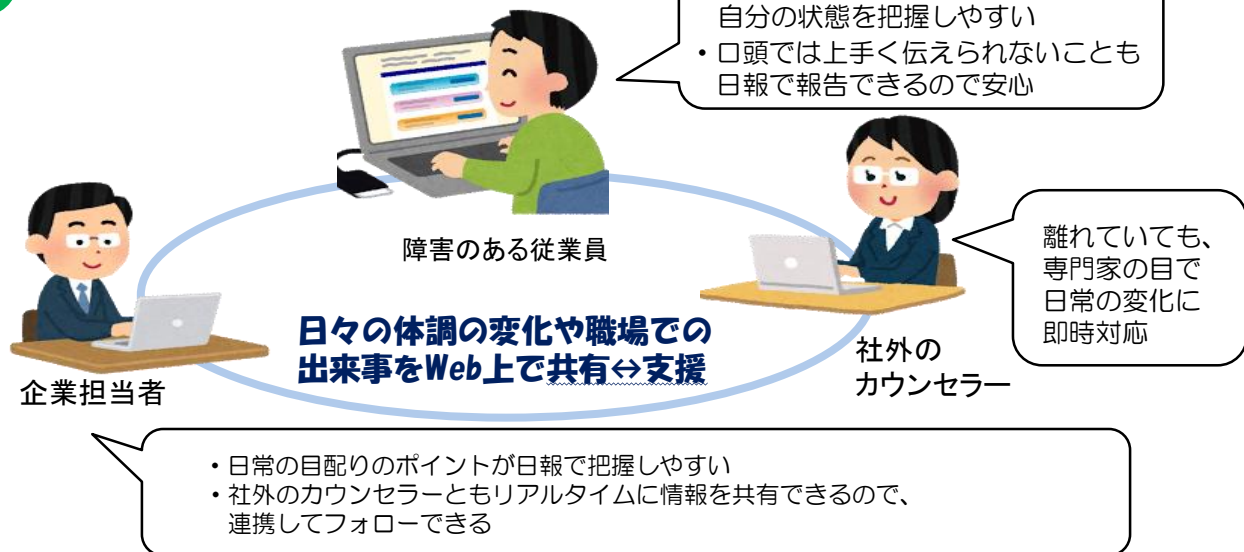
補助上限100万円！

★障害のある人を**常時雇用**する上で必要となる**定着支援**に要する経費*

(カウンサーや手話通訳士等外部支援員の派遣費、雇用管理システム利用費、音声文字化システム利用費など)

* 社内に導入しようと思われる定着支援の内容をまずご相談ください。

例 カウンセラー・管理ソフト導入による定着支援



補助対象者・対象要件

★補助対象者：京都府内の事業所で障害のある人を常時雇用し、**就労の定着に必要な支援事業を令和8年3月31日までに完了させる予定の事業主**

★対象要件：次のいずれかの基準を満たしていること

(1) 補助対象物の利用開始時、障害者法定雇用義務履行等事業主である者

➡ 労働者数に法定雇用率2.5%を掛けて得た数(1未満の端数切捨)の障害のある人を雇用する事業主

＜例＞ 労働者数80人の事業主：最低2人の雇用なら該当します

〃 79人 〃 最低1人の雇用なら 〃

(2) 京都府内に本社があり事業完了時に(1)の要件が未達成の場合は、以下のようになります。

(ア) 過去3年間に障害のある人を雇用していない

⇒障害者雇用計画を提出の上、相当期間内に法定雇用義務履行等事業主になること

(イ) 過去3年間に障害のある人を雇用している

⇒補助対象物の利用開始時の年度末までに法定雇用義務履行等事業主になること

補助上限・補助率

※他の補助金の対象経費は、本補助金の対象経費にできません。
年度内に支払った分のみが補助対象です。
公租公課(消費税等)は補助対象外です。

★補助上限額：100万円

★補助率：補助対象経費の30% (常時雇用労働者数が1,000人未満の事業主)

〃 15% (〃 1,000人以上の 〃)

申請期間

★令和8年2月27日まで

※ただし、京都府の予算の範囲内での交付なので、申請を予定されている方は**必ず事前相談**の上、お早めに申請してください。

お問い合わせ

京都府商工労働観光部 雇用推進課

TEL：075-682-8913



=申請者

申請～補助金の送金までの流れ

申

障害者雇用に必要な定着支援事業を計画します
(京都府雇用推進課に**事前相談**)



申

京都府に交付申請(第4号様式)をします(期限:令和8年2月27日)



京都府が補助金の交付を決定します



申

定着支援事業を実施(期限:令和8年3月31日)します



定着支援事業完了後直ちに

申

京都府に**事業完了報告**(第8号様式)をします



京都府が補助金の額を確定し、送金します



毎年4月15日までに

申

京都府に2年間**雇用状況等の報告**(第12号様式)をします

補助金の要綱・要領・申請様式は
「京都府障害者雇用施設整備事業等事業費補助金」HPをご覧ください

京都府 障害者雇用 補助金

検索